

利益相反防止規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人DV対策センター（以下「当法人」という。）の倫理規程に基づき、当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における利益相反は、役職員が次条各号に掲げる取引を行う場合とする。

2 役職員は、以下に定める行為（以下「利益相反取引」という。）を原則として行ってはならず、やむを得ない理由により行おうとする場合は、事前に当法人宛に書面により申告する。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下「兼業先」という。）から、当法人が一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引
- (4) 当法人が役職員の債務を保証すること、その他役職員以外の者との間における当法人と役職員との利益が相反する取引

(自己申告)

第3条 役職員は、就任または採用時に自己の兼業先の法人名および役職名について、当法人に書面で申告する。

2 役員については、再任された場合も、前項と同じ申告をする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役職員は、就任後または採用後、新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、当法人に書面で申告する。

(申告後の対応)

第5条 当法人は、前2条の規定に基づく申告を受けた場合、申告内容を精査した上で、当法人との間での利益相反の状況を確認する。

2 当法人は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、理事長と協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

(利益相反取引の承認)

第6条 役職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前条の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わるできない。

(利益相反取引の報告)

第7条 前条の利益相反取引をした役職員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(理事会の責任)

第8条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、当法人の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立する。

(代表理事の責任)

第9条 理事長は、当法人の利益相反管理の統括責任者として、本規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること
- (2) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること
- (3) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること
- (4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和6年1月1日から施行する。